

令和8年10月1日から

プラスチックごみの出し方が変わります！

Before

これまで（令和8年9月まで）

資源物1類 （容器包装プラスチック）

- 食品トレー
- 卵パック
- 豆腐パック
- お菓子の袋
- 弁当の容器
- 洗剤の容器
- シャンプーの容器
- 詰め替え用パウチ
- 発泡スチロール
- 梱包材（プチプチ）など

もえるごみ （プラスチック製品）

- 歯ブラシ
- プラスチック製容器
- CDケースなどのプラスチック製品
- 洗面器
- おもちゃなど

プラマーク
無し

After

令和8年10月から

新名称

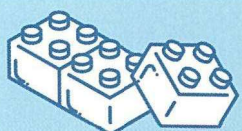
資源物1類（プラスチック資源）

容器包装プラスチックと
プラスチック製品を
一緒に入れてお出ください。



✓ 出せるものの見分け方3つのポイント

POINT
1



プラスチック**100%**で
できている

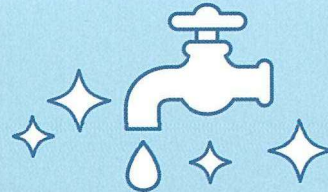
POINT
2



30cm未満

いちばん長い部分が30cm未満

POINT
3

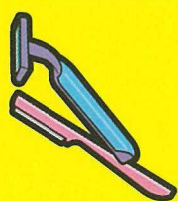


水で軽くすすいで汚れが落ちる

※汚れが落ちないものは**もえるごみ**でお出ください。※30cm以上はもえないごみ、90cm以上は粗大ごみでお出ください。

収集曜日は、これまでどおり資源物1類の日です。

✕ このようなものは入れないで



かみそりなど
刃物類



医療器具
（注射針）



電池類



モバイル
バッテリー



スマートフォン



電子タバコ



ハンディファン



光ディスク

